

# 令和3年中における少年非行等の概況

生活安全部

## ◎ 非行少年等の状況

非行少年は986人で、前年同期比19人(2.0%)増加した。刑法犯少年は823人で8人(1.0%)増加、特別法犯少年は162人で13人(8.7%)増加した。

不良行為少年は9,217人で、前年同期比1,965人(17.6%)減少した。

刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者率は26.0%で、前年同期比2.9ポイント減少した。

		非 行 少 年								不良 行為 少年
		刑 法 犯				特 別 法 犯				
		犯罪 少年	触法 少年	犯罪 少年	触法 少年	犯罪 少年	触法 少年	ぐ犯 少年		
総数	3年	986	823	524	299	162	154	8	1	9,217
	2年	967	815	544	271	149	133	16	3	11,182
	増減 (%)	19 (2.0)	8 (1.0)	-20 (-3.7)	28 (10.3)	13 (8.7)	21 (15.8)	-8 (-50.0)	-2 (-66.7)	-1,965 (-17.6)
うち 女子	3年	210	180	94	86	29	27	2	1	2,273
	2年	189	161	90	71	28	25	3		3,091
	増減 (%)	21 (11.1)	19 (11.8)	4 (4.4)	15 (21.1)	1 (3.6)	2 (8.0)	-1 (-33.3)	1	-818 (-26.5)

※ 犯罪少年 … 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

触法少年 … 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

ぐ犯少年 … 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があって、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

不良行為少年 … 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

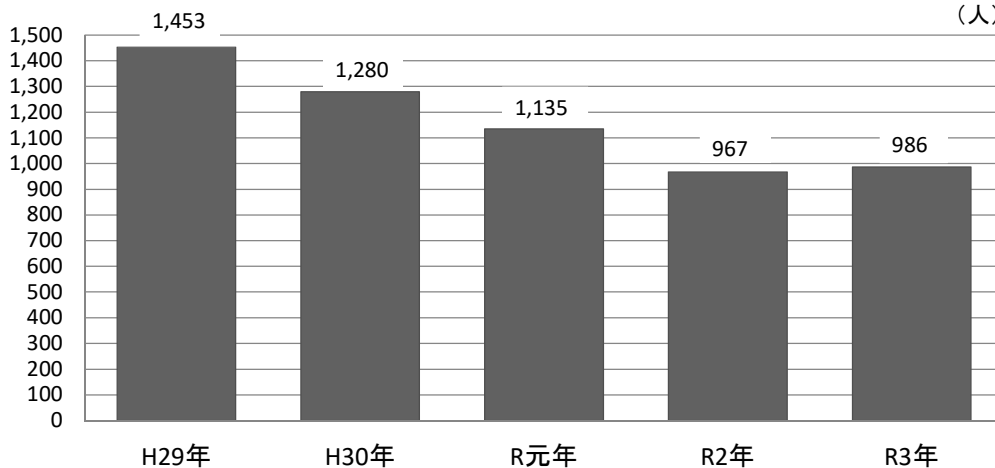
刑法犯 … 「刑法」に規定する罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）並びに「暴力行為等処罰ニ関スル法律」及び「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」等に規定する罪をいう。

特別法犯 … 刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第211条に規定する罪及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに交通法令違反を除くすべての罪（条例に規定する罪を含む。）

## 過去5年間の非行少年の推移(12月末対比)

(平成29年～令和3年)

(人)



○ 刑法犯の検挙・補導人員（罪種別）

罪種別では、窃盗犯が465人（56.5%）で、このうち万引きが329人（70.8%）と最も多い。

	総 数							
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯		知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯	
			うち万引き					
3年	823	10	156	465	329	22	43	127
2年	815	12	107	537	358	7	23	129
増減 (%)	8 (1.0)	-2 (-16.7)	49 (45.8)	-72 (-13.4)	-29 (-8.1)	15 (214.3)	20 (87.0)	-2 (-1.6)

○ 刑法犯の検挙・補導人員（学職別）

学職別では、高校生が225人（27.3%）、中学生が198人（24.1%）であった。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生					有職 少年	無職 少年	
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
3年	823	660	193	198	225	44	120	43	
2年	815	610	193	140	229	48	136	69	
増減 (%)	8 (1.0)	0 (8.2)	0 (0.0)	58 (41.4)	-4 (-1.7)	-4 (-8.3)	-16 (-11.8)	-26 (-37.7)	

○ 特別法犯の検挙・補導人員（法令別）

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法が40人（24.7%）と最も多い。

	総 数							
	軽犯罪法	児童買春・ 児童ポルノ 禁止法	育成 条例	覚醒剤 取締法	大 麻 取締法	風俗営業 適正化法	その他の 特別法	
3年	162	10	40	23	4	21	2	62
2年	149	14	37	13	1	34	1	49
増減 (%)	13 (8.7)	-4 (-28.6)	3 (8.1)	10 (76.9)	3 (300.0)	-13 (-38.2)	1 (100.0)	13 (26.5)

○ 薬物乱用少年（学職別）

薬物乱用少年は26人で、前年同期比10人（27.8%）減少した。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生					有職 少年	無職 少年	
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
3年	26	5			3	2	12	9	
2年	36	8			4	4	19	9	
増減 (%)	-10 (-27.8)	0 (-37.5)		0	0 (-25.0)	-2 (-50.0)	-7 (-36.8)	0 (0.0)	

※薬物乱用少年…大麻、覚醒剤、麻薬等を所持するなどして「大麻取締法」、「覚醒剤取締法」、「麻薬等取締法」、「毒物及び劇物取締法」で検挙又は補導された少年

◎ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

○ 福祉犯の検挙人員（法令別）

福祉犯の検挙人員は254人で、前年同期比1人（0.4%）増加した。

	総 数							
	児 童 福 祉 法	労 働 基 準 法	売 春 防 止 法	風 俗 営 業 適 正 化 法	児 童 買 春 ・ 児 童 ポ ル ノ 禁 止 法	育 成 条 例	そ の 他	
3年	254	6	5		4	128	103	8
2年	253	4	2	4	9	112	107	15
増減 (%)	1 (0.4)	2 (50.0)	3 (150.0)	-4 (-100.0)	-5 (-55.6)	16 (14.3)	-4 (-3.7)	-7 (-46.7)

○ 福祉犯の被害少年（法令別）

福祉犯の被害少年は197人で、前年同期比2人（1.0%）減少した。

	総 数							
	児 童 福 祉 法	労 働 基 準 法	売 春 防 止 法	風 俗 営 業 適 正 化 法	児 童 買 春 ・ 児 童 ポ ル ノ 禁 止 法	育 成 条 例	そ の 他	
3年	197	6	8		2	98	76	7
2年	199	4	1	1	22	77	85	9
増減 (%)	-2 (-1.0)	2 (50.0)	7 (700.0)	-1 (-100.0)	-20 (-90.9)	21 (27.3)	-9 (-10.6)	-2 (-22.2)

○ 福祉犯の被害少年（学職別）

学職別では、高校生が105人（53.3%）、中学生が61人（31.0%）であった。

	総 数								
	未就学	児 童 ・ 生 徒 ・ 学 生						有職 少年	無職 少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
3年	197	2	174	8	61	105		13	8
2年	199	2	167	6	46	114	1	18	12
増減 (%)	-2 (-1.0)	0 (0.0)	7 (4.2)	2 (33.3)	15 (32.6)	-9 (-7.9)	-1 (-100.0)	-5 (-27.8)	-4 (-33.3)